

薬第663号の4
令和3年1月26日

岐阜市保健所長 様

岐阜県健康福祉部長

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針
(基本方針) 第八に定める血液製剤代替医薬品について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省から通知がありましたのでご承知
おき願います。

なお、一般社団法人岐阜県医師会長、一般社団法人岐阜県病院協会長及び一般社団
法人岐阜県薬剤師会長へは別途通知済みです。

薬務水道課 生産指導監視係			
係長	高橋	担当	武山
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		
TEL	058-272-1111 (内線 2585)		
FAX	058-271-5731		